

補装具支給の流れについて

補装具とは、身体障がい児（者）の失われた身体機能を補完又は代替する用具です。障がいの内容及び程度に応じて補装具の購入・修理が受けられます。購入前に申請が必要です。

対象者

身体障害者手帳の交付を受けている人又は難病患者等

注意：介護保険の認定を受けている方及び介護保険に該当されると思われる方は介護保険からの給付が優先されます。

・申請の流れについて以下の通りです。



① 相談

障がいの状態や補装具の作成歴等により対象外となる場合がありますので健康福祉課 障がい支援係にてご相談ください。

② 申請

以下の必要書類をお持ちの上健康福祉課 障がい支援係にご提出ください。

必要なもの

- ・申請書（窓口にあります）
- ・身体障害者手帳
- ・補装具業者からの見積書
- ・代理人が手続される場合は、代理の方の身元確認ができる書類
- ・意見書（指定様式、補装具により意見書のほか処方箋が必要なものもありますので、申請前にご相談ください。また一部の補装具種目、前回支給の同一内容の修理については不要です。）

③ 判定

購入または修理（前回支給とは異なる内容のもの）の場合、県による判定があります。そのため支給決定まで1か月程度かかります。

※一部の補装具種目では上記判定がないものもございます。

修理（前回支給の同一内容）の場合、県による判定がないので市町村により決定を行います。決定まで2週間程度かかります。

④ 支給決定

加茂市より決定通知書、支給券、委任状をご本人様宛に送付いたします。業者へ連絡していただき、補装具の作成や適合判定を行います。次の⑤装具受領・支払いの際に氏名等の記入し（右側に掲載のとおり記入）、業者へ2枚（支給券、委任状）ともお渡しください

⑤ 装具受領・支払い

支給券記載の利用者負担額をお支払いください。また、支給券に納品日や氏名を記載し業者にお渡しください。補装具の受け取り方法については、業者と直接ご相談ください。

〒959-1392

加茂市幸町2丁目3番5号

加茂市役所 健康福祉課 障がい支援係

TEL：0256-52-0080

FAX：0256-52-0285